

○えびの市ぷらいど21基金条例施行規則

(平成15年8月25日えびの市規則第18号)

改正 平成16年4月27日規則第17号 平成19年6月13日規則第39号
平成21年3月27日規則第9号 平成24年3月19日規則第2号
平成25年3月29日規則第19号 平成26年3月25日規則第7号
平成28年3月25日規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、えびの市ぷらいど21基金条例（平成15年えびの市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の処分)

第2条 条例第6条の規定によりえびの市ぷらいど21基金を処分する場合は、えびの市ぷらいど21助成金（以下「助成金」という。）及びえびの市地域運営協議会交付金（以下「交付金」という。）として活用する。

(助成及び交付対象活動)

第3条 助成金及び交付金交付の対象は、創意と工夫にあふれた自主的な活動で、市長が認めるものとする。

(助成金の種類)

第4条 助成金の種類は、えびの市ぷらいど21市民団体活動助成金（以下「市民団体活動助成金」という。）及びえびの市ぷらいど21自治組織活動助成金（以下「自治組織活動助成金」という。）とする。

(審査委員会)

第5条 市長は、市民団体活動助成金の交付申請に係る内容を審査するため、ぷらいど21助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 市長は、市民団体活動助成金の交付申請があった場合は、速やかにその内容を確認し、受理したものを審査委員会の審査に付するものとする。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 知識経験を有する者 1人
- (3) 市民団体が推薦する者 4人
- (4) 公募による者 1人
- (5) 行政関係者 2人

4 委員の任期は2年とする。ただし、職務をもって委嘱された委員についてはその職にある期間とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査委員会の委員長は、委員の中から互選する。副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

- 6 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 8 審査委員会は、必要に応じ関係者等を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 9 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 10 審査委員会の事務局は、市民協働課に置く。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則 (平成16年4月27日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年6月13日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。